

入会金及び会費等に関する規則

一般社団法人 不動産特定共同事業者協議会

2021年6月16日制定

(目的)

第1条 一般社団法人不動産特定共同事業者協議会（以下、「本協議会」という）定款第8条の規定により、本協議会の会員（以下「会員」という）の入会金及び年会費等について、必要な事項を定めることを目的とする。

(入会金)

第2条 入会金の額は、次の通りとする。

- (1) 正会員 10万円
 - (2) 賛助会員 5万円
- 2 入会申込者は、定款第7条第1項から第5項に定める手続きを経て、理事会が入会を承認した旨の通知を受領した日の属する次の翌月25日（休業日の場合は前営業日）までに、本協議会が指定する方法で納付しなければならない。
- 3 入会金は返還しない。

(会員種別変更負担金)

第3条 会員種別変更負担金は、10万円とする。

- 2 前項の納付された金額は、第2条第1項に規定する入会金とみなして処理を行うこととする。
- 3 第1項の会員種別変更負担金は、本協議会が指定する方法で納入するものとする。

(年会費)

第4条 会員の1事業年度（4月1日から翌年3月31日までをいう。以下同じ。）の年会費は、次の各号に掲げる会員の種別に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 正会員 24万円
 - (2) 賛助会員 12万円
- 2 各事業年度の4月1日現在の会員は、当該各事業年度の4月25日（休業日の場合は前営業日）までに、前項の会費を本協議会が指定する方法で納入するものとする。

(新規入会会員の入会初年度の年会費の取扱い)

第5条 本協議会に入会する会員の入会初年度の年会費は、入会の日属する月から月割で計算した額(千円未満の端数が生じたときはこれを千円に切り上げるものとする。)とする。

2 納入時期及び方法は、本協議会が指定する時期及び方法によるものとする。

(賛助会員が正会員へ会員種別を変更する場合の年会費の取扱い)

第6条 賛助会員が正会員へ会員種別を変更する場合の当該事業年度の年会費の取扱いは、次のとおりとする。

(1) 当該賛助会員は、定款第7条で規定する理事会の承認を受けた日が属する月(第3号において「理事会承認月」という。)から正会員の会費を納入しなければならない。

(2) 前号の年会費は、月割で計算した額(千円未満の端数が生じたときはこれを千円に切り上げるものとする。)とする。

(3) 当該賛助会員の既納の会費については、理事会承認月後の年会費を返還するものとする。

(4) 前号の返還する年会費は、月割で計算した額(千円未満の端数が生じたときはこれを千円に切り上げるものとする。)とする。

(5) 納入及び返還の時期並びに方法は、本協議会が指定する時期及び方法によるものとする。

(退会会員の会費の取扱い)

第7条 定款第9条、第10条、及び第11条の規定により退会した会員の年会費は返還しないものとする。

(入会金の管理)

第8条 本協議会は、入会金について本会計とは別に管理を行うことができることとする。

(規則の改廃)

第9条 本規則の改廃は理事会の決議とする。

(附則)

この規則は、2021年6月16日から施行する。